

## 第1回消費者行政推進会議 議事要旨

1. 日 時：平成20年2月12日（火）18：00～19：04
2. 場 所：総理大臣官邸小ホール
3. 出席者：
  - 委員（50音順）  
川戸委員、阪田委員、佐々木委員、佐野委員、島田委員、中村委員、中山委員、林委員、原委員、松本委員、吉岡委員（以上、11名）
  - 政府  
福田内閣総理大臣、町村内閣官房長官、岸田消費者行政推進担当大臣・内閣府特命担当大臣（国民生活）、中川内閣府副大臣、西村内閣府政務官、二橋内閣官房副長官（事務）、坂副長官補、松山消費者行政一元化準備室長、内田内閣府事務次官、西国民生活局長
4. 議事次第
  - （1）今後の進め方
  - （2）自由討議
5. 議事の経過
  - （1）岸田消費者行政推進担当大臣の司会の下、委員の互選により、佐々木委員が座長として選任された。
  - （2）会議の運営については資料1の閣議決定に則すととともに、資料3の運営要領に沿って進めることにつき、異議なく了承された。
  - （3）福田総理大臣より、冒頭挨拶があった。概要は以下のとおり。
    - 私は、昨年9月末に総理に就任して以来、10月の所信表明の中でも、国民本位の行政にしなければいけないと申し上げてきた。
    - もう少しじっくり検討し、今年の夏くらいに結論を出して秋に備えようと考えていたが、中国の餃子の問題もあり、検討を早めようと思った。
    - 今まで我が国政府があまり重視して来なかった分野であり、いろいろな方々のご意見をよく伺った上で方向性を決めなければいけないと考え、急遽、このような会議を作った。

- 存分に議論していただき、よい制度、国民からみて便利な政府であって欲しいというのが私の願いなので、そういう観点から議論を進めて欲しい。できれば4月から5月までに、集中的な議論をし、そして何らかの結論を出していただければと思っている。
- (4) 座長より、総理ご自身の強い決意を伺い、それを実現できるよう全力で取り組んでいきたい旨の発言があった。
- (5) 各委員より、会議の進め方や消費者行政一元化に向けた組織のあり方等について、意見が述べられた。主な意見は以下のとおり。
  - サプライサイドからユーザーサイドへの転換については、10年以上前から議論があったが、未だに実現できていない。強力なリーダーシップにより、厚い壁を打破していくことが必要。
  - 消費者行政は非常に間口が広い。特定商取引法や景品表示法などは分かりやすいが、宅建業法や金融商品取引法等の業法もそれぞれ消費者保護を目的としており、これらも今回の会議の範疇に含めるとすると、この会議は非常に広い行政分野をカバーすることになる。
  - 業法の執行まで含めて議論するとすれば、各省の権限との整理が必要になる。その場合、業法のあり方そのものの見直しが必要になることに留意が必要である。
  - 現在の消費者行政は、まさに縦割りになっており、消費者の権利よりも事業者の利益が重視されている。まずは、この縦割り行政をどのようにして見直していくかが重要であって、執行まで含めた構造改革が必要。消費者のための消費者政策を担う新組織ができるよう、全力を尽くしていきたい。
  - 日本は明治維新以来「生産立国」で伸びてきた。各省は「消費者保護」をうたっているが、本務は生産者の保護・育成にあり、本来の消費者保護の観点からの行政が行われてきているとは言い難い。現在は歴史的な転換点にあり、従来のあり方を見直す大規模な作業が必要となろうが、それを乗り越え、歴史的な改革を成し遂げた内閣となるよう、お手伝いできればと考えている。
  - 国民が安心して暮らせる社会の構築のため、企業の社会的責任として、製品安全

の確保等に努めることが重要。企業も、100%消費者側に立脚し、消費者の安全の確保を最優先にすべきということを自覚している。総理の重い決断を受け、消費者と生産者、行政が一体となった 21 世紀型の消費者第一の仕組みづくりが急務と考えている。

- 従来の行政は、商品・サービス毎に所管が分かれており、それぞれがうまく繋がっていない。
- 国が企画立案等を担う一方、消費者被害や救済の現場は自治体である。自治体の消費者行政との連携のあり方、国や都道府県、市区町村の役割分担、その中でどのように機動的な対応を図っていくかが重要。
- 事業者も含め、皆、現在が危機的な状況であることや、消費者行政に力点を置くことの重要性は認識している。実は、事業者と消費者のコミュニケーションが足りていないところが多いのではないかと。消費者にも理解が不十分などところがあり、消費者教育が重要。
- 消費者・生活者主体に政策・制度・機能を組み直すことが必要。そのためにはまず、消費者政策はどうあるべきか、消費者に関わる権利はどうあるべきか、消費者行政が担うべき機能は何か、そして、どのような組織がよいのかというように議論展開していくべきではないかと考えている。
- 多重債務の問題や、冷凍餃子で問題になっている輸入食品の安全性の問題については、何十年も前から課題として掲げられていたが、未だに効果的な解決が図られていない。
- 組織については、屋上屋を重ねるのではなく、省庁再編も視野に入れ、大胆な新組織をつくる必要がある。今回の会議は、消費者や国民生活を重視した制度設計の試金石になるものと考えている。
- 福田総理が消費者重視を歴代の総理の中で最も明確に打ち出されたことにより、現在は消費者行政に強い追い風が吹いている状況であり、その追い風にのってできる限り遠くまで飛ばしたいと考えている。
- 今世紀に入って以来、市場重視の動きの中で、事業者と消費者の対立型ではなく、よい事業者とよい消費者がともに得をする政策が可能となっている。こうした中、行政規制についても、そうした政策を実行することにより、日本経済を発展させる

という新たな観点から考えることが必要。

- OECD の勧告で消費者の紛争解決や救済に関して加盟国に整備が求められている制度の1つに、行政機関が消費者に代わって裁判に訴え損害賠償を引き出すという仕組みがある。こうした制度が日本にはないが、一元化の中にいかに取り込むかということを議論していきたい。
  - 「一元化」については、様々な観点から様々な意味合いで唱えられている。どこまでどの機能を一元化するのかについて、検討する必要がある。
  - 消費者庁については、20年前から提唱しているが、実現は難しかった。福田総理になって初めて、千載一遇のチャンス得たと考えている。新組織の機能や権限が決まれば、組織のあり方は自ずと決まってくるのではないか。
  - 消費者が、新組織を見守り、機能しているかどうかをチェックするなど、消費者とともに消費者問題の解決を図っていくことができないかと考えている。また、世論に対し強い権限を持った新組織の創設を強く印象づけることが重要。
  - 公務員制度改革に関わってきたが、その際、公務員の働き方、働く意義をどう見出すかが大論点となっていた。今回の総理のお話から今までとは違う役所のあり方というヒントをいただいた。各委員が発言されたように役所が変わるのであれば、これまでとは違う公務員のあり方、また違う興味をもった人達が公務員を目指すということになるのではないか。
- (6) 今後のスケジュールについて、事務局から資料4に沿って説明があり、了承された。
- (7) 締め括りに当たり、岸田消費者行政推進担当大臣、町村内閣官房長官、福田内閣総理大臣より、それぞれ発言があった。
- (8) 座長より、次回の会議では、消費者問題の実態について、川戸委員、吉岡委員より、消費者窓口の現状について、中村委員、林委員、原委員より報告いただくよう依頼した。

[文責：内閣官房消費者行政一元化準備室（速報のため事後修正の可能性あり）]